

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

APRIL 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年4月の銀行法、会社法、競争法、外国為替法、情報技術法に関する主要なアップデートについて取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

1. 銀行法 (Banking laws)

1.1 Directions issued by the Reserve Bank of India (“RBI”) on the issuance and conduct of debit and credit cards.

2. 会社法 (Company laws)

2.1 Notification of the Companies (Accounts) Second Amendment Rules, 2022 by the Ministry of Corporate Affairs (“MCA”)

2.2 Third report of the Company Law Committee.

3. 競争法 (Competition laws)

3.1 Competition Commission of India (General) Amendment Regulations, 2022.

4. 外国為替法 (Foreign exchange laws)

4.1 Foreign Exchange Management (Non-Debt Instruments) (Amendment) Rules, 2022.

5. 情報技術法 (Information technology laws)

5.1 Directions issued by the Indian Computer Emergency Response Team (“CERT-In”) relating to information security practices.

1. 銀行法 (BANKING LAWS)

2022年4月の銀行法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1. Directions issued by the RBI on the issuance and conduct of debit and credit cards

1.1.1. 2022年4月21日、インド準備銀行（以下「RBI」）は、2022年7月1日発効予定の「Master Direction on Credit Card and Debit Card - Issuance and Conduct Directions, 2022」（以下「Master Direction」）を公表しました。

1.1.2. クレジットカード発行に関する Master Direction の条項は、インド国内でクレジットカードを発行しているすべての定期銀行（ペイメントバンク、州協同組合銀行、地区中央協同組合銀行を除く）、およびすべての非銀行系金融会社（以下「NBFC」）に適用されます。デビットカードの発行に関する Master Direction の条項は、インド国内で営業するすべての銀行に適用されます。Master

Direction は、クレジットカード、デビットカード、共同ブランドカードに関する RBI のガイドライン、指示、回覧を廃止しています。

- 1.1.3. Master Direction では、地方銀行を除く予定商業銀行は、単独であるいは他のカード発行銀行や NBFC との提携を通じてクレジットカード事業を行う際、最低 10 億ルピー以上の純資産を有している必要があります。また、取締役会での事前承認が必要です。
- 1.1.4. NBFC によるクレジットカードの提供に関して、Master Direction は、NBFC がクレジットカード事業を行う際は、登録証明書を取得すると共に RBI による事前承認が必要である、と定められています。また、NBFC がデビットカード、クレジットカード、チャージカード、その他類似の商品を仮想的または物理的に発行する場合にも、RBI の事前承認が必要であることが明確化されています。
- 1.1.5. Master Direction において、カード発行会社は、請求書や明細書の送付、発送、電子メール送信に遅れが生じないようにし、その支払いに利息が課される前に顧客に十分な支払期間を提供しなければならない、とされています。
- 1.1.6. Master Direction は、クレジットカード発行会社が従うべきガバナンスの枠組み、顧客獲得 の仕組み、発行会社の引受基準、閉鎖プロセス、信用情報会社への 情報報告に関する主要規定に加え、KYC 記録の保持、カードのブロックや盗難の報告などの苦情処理プロセスの設定に関する要件も定めています。
- 1.1.7. Master Direction の主な目的の 1 つは消費者の保護であり、エンドユーザーの明確な同意を得ることなく、クレジットカードの一時的なアップグレードやクレジット限度額の引き上げを含むクレジットやローン機能の不正販売がないことを保証することにあります。
- 1.1.8. Master Direction が導入した重要な変更点は、顧客情報の機密保持に関する規定であり、カード発行会社がエンドユーザーの明確な同意なしに他の事業者と情報共有を行うことを禁止しています。Master Direction は、共同ブランドの取り決めによる顧客情報の共有を特に禁止しており、このことは、デジタル融資分野における金融機関の参加に大きな影響を与える可能性があります。
- 1.1.9. Please click [here](#) to read the Master Direction.

2. 会社法 (COMPANIES LAW)

2022 年 4 月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

- 2.1. **Notification of the Companies (Accounts) Second Amendment Rules, 2022 by the Ministry of Corporate Affairs.**
 - 2.1.1. インド企業省（以下「MCA」）は、2022 年 3 月 31 日、2022 年会社（会計）第 2 次修正規則（以下「第 2 次修正規則」）を公表しました。

- 2.1.2. 2021 年に行われた 2014 年会社（決算）規則の改正により、会計帳簿の作成に会計ソフトを使用する会社は、各取引の監査証跡および各変更の編集ログの追跡が可能なソフトのみを利用することが求められることになりました。当該規定は、当初 2021 年 4 月 1 日から適用される予定でしたが、その後 2022 年 4 月 1 日まで延長されています。第 2 次修正規則により、要件の適用期日が再び 1 年延期され、2023 年 4 月 1 日から適用されることになっています。
- 2.1.3. 2022 年の会社（会計）改正規則で挿入された CSR-2 様式による企業の社会的責任に関する報告書の提出期限についても、2022 年 3 月 31 日から 2022 年 5 月 31 日まで延期されています。
- 2.1.4. Please click [here](#) to read the Second Amendment Rules.

2.2. Third report of the Company Law Committee

- 2.2.1. 会社法委員会（以下「CLC」）は、2022 年 4 月 13 日、第 3 次報告書を公表し、インドにおけるビジネスの一層の容易性を促進し、法令を効果的に実施するため、2013 年会社法、2008 年有限責任パートナーシップ法（以下「LLP 法」）および関連規則の改正を推奨しています。
- 2.2.2. 報告書において、新たな概念の認識、企業プロセスの迅速化、ビジネスの容易化、既存規定の曖昧さ解消のため、会社法および LLP 法の様々な改正が提言されています。主な内容は以下のとおりです。
- (a) 新規に発行される端株について、特定の種類の会社の端株の発行、保有、譲渡を認める改正が提言されています。ただし、合併・吸収合併等のコーポレートアクションによって生じる端数株式については、改正後の法制度を適用すべきでないことと明記されています。
 - (b) 金銭的報酬に加えて、企業の従業員の報酬が企業の株式と連動する可能性があることに注目し、従業員ストックオプションや株式に加えて、制限付きストックユニット（以下「RSU」）や株式増価権（以下「SAR」）にも法定認識を拡大し、従業員への非金銭給付の発行を認めることが提言されています。
 - (c) 会社の監査体制に関連する提言も行われており、監査役による辞任は、会社の業務状況について関係する利害関係者に十分な保証をした上で、適切な理由の元に行われるべきである、としています。また、監査人が、非協力、不正行為、重大なコンプライアンス違反、会社の資金流用などの理由で辞任する場合、詳細な開示と明示の義務を負うべきであると勧告しています。監査人の辞任後に、監査人の辞任声明文に適切な開示がなされていない場合は、辞任した監査人に対して適切な措置が取られる可能性があります。
 - (d) 一定の基準を超える企業に対する強制的な共同監査の実施および持株会社の監査人による子会社の会計に対する監視強化等も提言されています。
 - (e) 特別目的買収会社（以下「SPAC」）を会社法の下で明示的に認識し、SPAC の設立と上場に必要なすべての法体系の変更が提言されています。

- (f) 監査役が、同一会社やグループ会社の非業務執行取締役、常務取締役、常勤取締役に就任することが許可される前に、退任日から 1 年間の期間を設けることを義務付けることが提言されています。
- (g) 経営難に陥った企業が、中央政府、州政府、あるいは規定されたクラスや階層の人々に対して割引価格で株式を発行することを認めるべきであると提言がなされています。
- (h) リスク管理体制を統括・監督する取締役会の権限を強化するため、特定のクラスの会社にリスク管理専門委員会の設置を義務付けるべきである、としています。
- (i) 会社法審判所（以下「NCLT」）の負担を軽減するため、String off から 3 年以内に申請を行う者は、regional director に対しての申請を可能とすることを提言しています。また、経済的に重要な特定の事柄や公共の利益に関わるケースを扱う特別法廷を構成する権限を中央政府に付与することも提言されています。
- (j) ビジネスのしやすさの促進に関しても多くの提言が行われており、オンラインによる通知伝達の義務化、ビデオ会議による会議の開催、政府が開発・維持するオンライン・プラットフォーム上での法定登録事項に関する規定の組み込み等があります。

2.2.3. 報告書においては、取締役職の休暇、ノミニー取締役の責任、国家財務報告庁の運営上の自律性の強化、プロデューサーLLP の概念の導入、その他法令上の明確な変更に関する勧告等も行われています。

2.2.4. Please click [here](#) to read the Report.

3. 競争法（COMPETITION LAW）

2022 年 4 月の競争法関連の主なアップデートは、次の通りです。

3.1. Competition Commission of India (General) Amendment Regulations, 2022

3.1.1. 2022 年 4 月 8 日、インド競争委員会（以下「CCI」）は、2022 年インド競争委員会（一般）改正規則（以下「改正規則」）を公表しています。本改正規則は、2009 年インド競争委員会（一般）規則（以下「一般規則」）の 35 条を改正したものであり、主な変更点は以下のとおりです。

- (a) CCI は、当事者による効率的な自己防衛のために、調査中に他の当事者の機密情報・文書にアクセスできるようにする目的で「機密保持リング」の概念を導入しました。CCI は自らの裁量で、当事者の代表からなる機密保持リングを設置し、機密情報（局長報告書の機密版、捜索・押収中に入手した文書、CCI 命令の完全版等）へのアクセスを許可することができます。

- (b) 当事者は、それぞれのメンバーが提供された情報を機密保持リング外に開示しないことを約束しなければならない、とされています。
- (c) 当事者は、機密保持を求める合理的な理由と共に機密保持の主張を証明する誓約書を提出することが要求されます。
- (d) 自己証明は、(i) 当該情報が公的に入手できないこと、(ii) 当該当事者の業務に関係する限られた者のみが知っていること、(iii) 当該情報の秘密を守るために適切な措置がとられていること、(iv) 他者が取得または複製できないこと、を表明する誓約を条件としています。

3.1.2. Please click [here](#) to read the Amendment Regulations.

4. 外国為替法 (FOREIGN EXCHANGE LAW)

2022年4月の外国為替法関連の主なアップデートは、次の通りです。

4.1. Foreign Exchange Management (Non-Debt Instruments) (Amendment) Rules, 2022

4.1.1. 2022年4月12日、インド政府財務省経済局は、2022年外国為替管理（非債務商品）（改正）規則（以下「**NDI 改正規則**」）を導入しました。

4.1.2. NDI 改正規則は、2019年外国為替管理（非債務商品）規則（以下「**NDI 規則**」）の変更を実施するために、産業内貿易促進省が2022年3月14日に発行したプレスノート1をさらに発展させたものです。

4.1.3. NDI 改正規則における主な変更点の一つは、1956年生命保険会社法に基づいて設立された法定法人である生命保険会社への外国人投資家の出資が認められたことです。外国人投資家は、インド政府の承認なしに、払込資本の20%まで投資することが可能となりました。

4.1.4. 当該改正は、2022年4月12日から適用されます。

4.1.5. Please click [here](#) and [here](#) to read the notification, and our earlier coverage of this update (*please see paragraph 4.1 appearing at page no. 4*).

5. 情報技術法 (INFORMATION TECHNOLOGY LAW)

2022年4月の情報技術法関連の主なアップデートは、次の通りです。

5.1. Directions issued by CERT-In relating to information security practices.

5.1.1. サイバーセキュリティのため、中央政府により任命された国家機関であるCERT-Inは、2022年4月28日、Safe & Trusted Internetのための情報セキュリティの実践、手順、予防、対応、サイバーインシデントの報告に関する新たな指示書（以下「**サイバーセキュリティディレクション**」）を発表しました。

5.1.2. サイバーセキュリティディレクションは、サイバーセキュリティインシデントの報告期限、顧客情報の維持、仲介業者、仮想資産取引所、ウォレットカストディアン、データセンター等の取引情報に関して、様々な要件を定めており、2022年4月28日から60日後に発効する予定です。サービスプロバイダー、仲介業者、データセンター、法人、政府機関に適用され、主な内容は以下のとおりです。

- (a) すべてのサービスプロバイダー、仲介業者、データセンター、企業、政府機関は、特定の性質のサイバーインシデント（付属書Iに規定）に気付いた際、またはそのようなインシデントが知らされた時には、6時間以内に報告することが義務づけられます。
- (b) CERT-In は、サイバーインシデント対応、サイバーインシデントに関する保護・予防措置、セキュリティ緩和措置に関して、サービスプロバイダー、仲介者、データセンター、法人に対して、情報・援助を求める権限を有するものとします。CERT-In による要請に従わない場合、サイバーセキュリティディレクションの非遵守として扱われ、以下 (e) のに従って処罰されます。
- (c) すべてのサービスプロバイダー、仲介業者、データセンター、企業、政府機関は、その情報通信システムのログを有効にし、180日間維持しなければなりません。また、当該ログはインド国内で保管される必要があります。
- (d) データセンター、仮想専用サーバープロバイダー、クラウドサービスプロバイダー、仮想専用ネットワークサービスプロバイダーも、CERT-In への登録が必要になる予定です。
- (e) サイバーセキュリティディレクションに違反した場合、CERT-In は、2000年情報技術法に基づき、当該団体に対して懲罰的な指示を出すことにより強制執行を行います。違反した事業者は、1年以下の懲役もしくは10万ルピー以上の罰金、またはその両方に処するものとされます。

5.1.3. Please click [here](#) to read the directions.

Authors: Souvik Ganguly, Teena Jain, Akhil Ramesh, Yogesh Chajjer, Aman Bagaria and Tanuj Modi

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in